

# 放課後等デイサービス ステップ光町・ジャンプ教室 運営規程

## （事業の目的）

第1条 特定非営利活動法人きぼうが開設する「放課後等デイサービス ステップ光町・ジャンプ教室」（以下「事業所」という）が行う指定放課後等デイサービス（以下「サービス」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、通所給付決定保護者（以下「保護者」）及び障害児（以下「利用児童」という）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

## （運営の方針）

第2条 事業所は、保護者及び利用者の意向、利用児童の特性、障害の特性その他の事情を踏まえた通所支援計画を作成し、これに基づき利用児童に対してサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することとその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的にサービスを提供する。

2 事業所は、利用児童の意思及び人格を尊重して、常に当該利用児童の立場に立ったサービスの提供に努める。

3 事業所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。

4 事業所は、利用児童の人権擁護や虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるよう努める。

5 事業の実施にあたっては、前4項の他、関係法令等を遵守する。

## （事業所の名称等）

第3条 サービスを提供する事業所の名称及び所在地

1 名称 放課後等デイサービス ステップ光町・ジャンプ教室

2 所在地 広島県広島市東区光町2丁目12番25号 シオン光町1階

## （従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおり。

1 管理者 1人（常勤1人 児童指導員兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

2 児童発達支援管理責任者 1人（常勤1人）

児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービスにかかる通所支援計画（以下「個別支援計画」という）の作成に関する業務の他に、常に利用児童の心身の状況

及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用児童又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

3 児童指導員 8名〔常勤職員 3人（うち兼務 1人）非常勤職員 5人〕サービスの単位ごとに提供を行う時間帯を通じて、個別支援計画に基づき、利用児童に対して、専らサービスの提供に当たる。

4 保育士 2人（常勤職員 1人 非常勤職員 1人）サービスの単位ごとに提供を行う時間帯を通じて、個別支援計画に基づき、利用児童に対して、専らサービスの提供に当たる。

5 その他従業者 1人（非常勤 1人）サービスの単位ごとに提供を行う時間帯を通じて、個別支援計画に基づき、利用児童に対して、専らサービスの提供に当たる。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日、営業時間及びサービス提供日、サービス提供時間は次のとおり。

1 営業日

月曜日～土曜日（「国民の祝日に関する法律」で定められた休日、事業所が定める夏季休暇及び年末年始休暇を除く。ただし、営業する場合もあり。以下同様）

2 営業時間

月～金曜日 午前10時30分～午後7時30分

土曜日 午前9時～午後6時

3 サービス提供日

第1単位：月曜日

第2単位：火曜日

第3単位：水曜日

第4単位：木曜日

第5単位：金曜日

第6単位：土曜日

4 サービス提供時間（※学校の長期休業期間及び営業する祝日）

第1単位（月曜日）

午後3時～午後6時30分（※午前10時30分～午後5時30分）

第2単位（火曜日）

午後3時～午後6時30分（※午前10時30分～午後5時30分）

第3単位（水曜日）

午後3時～午後6時30分（※午前10時30分～午後5時30分）

第4単位（木曜日）

午後2時30分～午後6時00分（※午前10時30分～午後6時00分）

第5単位（金曜日）

午後3時～午後7時（※午前11時00分～午後7時）

## 第6単位（土曜日）

午前9時30分～午後4時30分

### （利用定員）

第6条 事業所の利用定員は次のとおり。

第1単位（月曜日）：10人

第2単位（火曜日）：10人

第3単位（水曜日）：10人

第4単位（木曜日）：10人

第5単位（金曜日）：10人

第6単位（土曜日）：10人

### （サービスの対象とする主な障害の種類）

第7条 サービスの対象とする主な障害の種類は、発達障害とする。なお、発達障害の定義は、発達障害者支援法、同施行規則、施行規則、その他関連法令による。

### （サービスの提供方法及び個別支援計画の作成）

第8条 事業所が提供するサービスの提供方法は次のとおり。

（1）事業所は、個別支援計画に基づき、利用児童の心身の状況に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮する。

（2）従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、保護者及び利用児童に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。

（3）事業所は、その提供するサービスの質の評価を自ら行うとともに、保護者及び利用児童による評価を受け、その改善を図る。

（4）事業所は、前項の評価及び改善の内容を、定期的にインターネットその他の方法により公表する。

2 事業所は、以下の手順により個別支援計画を作成する。

（1）児童発達支援管理責任者（以下「児発管」という）は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて保護者及び利用児童の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という）を行い、障害児の発達を支援する上で適切な支援内容の検討を行う。

（2）児発管は、アセスメントに当たっては、保護者及び利用児童に面接を行う。この場合において、児発管は、面接の趣旨を保護者及び利用児童に対して十分に説明し、理解を得る。

（3）児発管は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、保護者及び利用児童の生活に対する意向、利用児童に対する総合的な支援目標及びその達成次期、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの具体的内容、サービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した個別支援計画の原案を作成する。こ

の場合において、利用児童の家族に対する援助及び事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努める。

（４）児発管は、個別支援計画の作成に当たっては、利用児童に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、個別支援計画の原案について意見を求める。

（５）児発管は、個別支援計画の作成に当たっては、保護者及び利用児童に対し、当該個別支援計画について説明し、文書によりその同意を得る。

（６）児発管は、個別支援計画の作成をした際には、当該個別支援計画を保護者に交付する。

（７）児発管は、個別支援計画の作成後、その実施状況の把握（障害児についても継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、利用児童について解決すべき課題を把握し、少なくとも6ヶ月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該個別支援計画の変更を行う。

（８）児発管は、モニタリングに当たっては、保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事業のない限り、次に定めるところにより行う。

①定期的に保護者及び利用児童に面接する。

②定期的にモニタリングの結果を記録する。

（９）第2項（１）から（６）までは個別支援計画の変更についても準用する。

3 事業所は放課後等デイサービスガイドライン記載の基本活動を参考に、個別支援計画に基づいて次の発達支援および指導訓練を行う。

（１）日常生活訓練（日常生活動作・挨拶、外出時のルール理解等）

（２）集団生活適応訓練（コミュニケーションの練習、集団でのルールの理解等）

（３）感覚統合訓練（リトミック）

（４）スポーツ活動（サッカー、体操）

（５）学習支援（学習に困難がある児童生徒に対する認知に応じた支援）

（６）その他必要な支援

（７）健康状態確認（体温測定、健康相談等）

（８）相談及び援助等

（９）発達検査（希望者のみ）

（保護者から受領する費用の種類及びその額）

第9条 事業所は、サービスを提供した際は、保護者から当該サービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、保護者から、厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

3 事業所は、第2項の支払いを受ける額のほか、提供するサービスに要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払いを保護者から受けることができるものとする。

（１）教材費

（2）日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当であるもの

4 事業所は、前3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った保護者に対して交付する。

5 事業所は、第1項から第3項までの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対して、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得る。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第10条 サービスを利用するに当たっては、保護者は宗教活動や営利等を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の保護者及び利用児童に迷惑を及ぼす言動を行ってはならない。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業の実施地域は、広島市・東広島市・安芸郡海田町・安芸郡府中町、呉市とする。

（緊急時における対応）

第12条 事業所の従業者は、サービスの提供中に利用児童の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

2 事業所は、前項について状況及び講じた措置について記録し、都道府県、市町村、利用者の保護者等に報告する。

3 事業所は、サービス提供中の事故等により賠償責任が生じたときは、速やかに損害を賠償しなければならない。

（非常災害対策）

第13条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害対策が起きた場合に備えて、消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定する。

2 事業所は、前項の計画に基づいて、定期的に避難・救出訓練を行う。

（苦情解決）

第14条 事業所は、提供したサービスに関する利用児童又は保護者その他の当該利用児童の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。

2 事業所は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供したサービスに関し、児童福祉法の規定により、都道府県知事等が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示若しくは提出の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の

検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、都道府県知事等から求めがあった場合には、前項の改善の内容を都道府県知事等に報告する。

5 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により調査又はあっせんに協力する。

#### （個人情報の保護）

第15条 事業所は、業務上知り得た障害児又はその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱う。

2 事業所の従業員は、正当な理由なく、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

3 従業者であった者に、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、市町村、学校、医療機関、障害福祉サービス事業者、児童福祉施設および他の放課後等デイサービス事業者等に、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得なければならない。

#### （虐待防止に関する事項）

第16条 事業所は、利用児童に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為、その他当該利用児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 事業所は、利用児童の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止に関する責任者の選任および設置等、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じる。

#### （身体拘束に関する事項）

第17条 事業所は、利用児童者又は他の利用児童の生命または身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用児童の行動制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所はやむを得ず前項の身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その他利用児童の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由など必要な事項を記録することとする。

#### （衛生管理等）

第18条 事業所は、利用児童の使用する施設や設備等および食器その他備品等、

ならびに飲用する水について、衛生管理に努めるとともに、衛生上の必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、事業所内でインフルエンザや食中毒、その他の感染症の発生、蔓延を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（管理者及び職員の研修に関する事項）

第19条 事業所は、管理者が放課後等デイサービスの事業を熟知し、本来業務の一元的な管理業務を適切に遂行できるように研修の機会を設ける。

2 研修の内容は、関係法令の理解と遵守、障害児の人権擁護・虐待防止、発達障害の理解、最新のケアの技術の習得、身体拘束、労務管理、リスクマネジメント等とする。

3 研修は、次により行う。

（1）事業所内で研修会、勉強会を行う。

（2）国、広島県、広島市、医療機関、障害者団体等が主催する研修会等に出席

4 事業所の従業員に対しても同様に研修の機会を設ける。

（運営に関する重要事項）

第20条 事業所は、業務執行体制等について定期的に検証し、問題点があれば、その都度改善しなければならない。

2 事業所は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備する。

3 事業所は、放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、サービスの提供日から5年間保存する。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人きぼうと事業所の管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年8月10日から施行する。